

# NPO法人消費者ネットみやざき

## 活動のご紹介

### 宮崎初の適格消費者団体認定に向けて！

#### ★自己紹介

私たちは、宮崎県内初の適格消費者団体を目指して2016年3月に設立されたNPO法人です。  
役員は、弁護士、司法書士、学者、消費生活相談員、生協団体役員が務めており、会員には一般消費者の方にも加入していただいています。

#### ★適格消費者団体とは？

適格消費者団体とは、消費者の権利を守るための活動を主な目的とする団体です。

内閣総理大臣から適格消費者団体としての認定を受けると、強引な勧誘や、不当な契約、誤った内容の表示などを行っている事業者に対して、消費者に代わって、そのような行為をやめるよう請求する裁判ができるようになります。

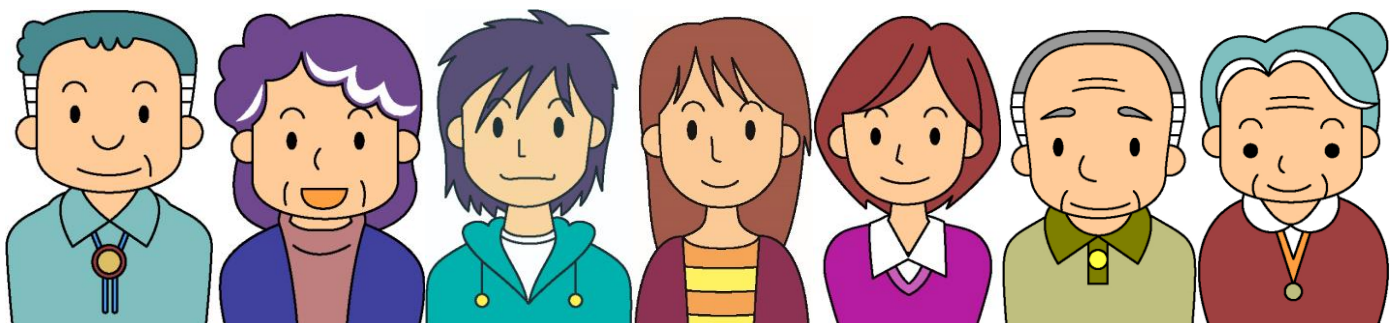
#### ★宮崎初の適格消費者団体を目指して！

現在、私たちはまだ適格消費者団体の認定を受けていないため、差止請求の裁判をすることまではできません。

しかし、消費者の皆さんからの情報により、強引な勧誘や、不当な契約、誤った内容の表示などを行っている事業者に対して、消費者の皆さんに代わってそれらをやめるように申入れを行い、改善を求める活動をしています。

また、消費者の皆さんから情報を集めるだけでなく、今後は、意見書や声明を公表したり、会員をはじめとする皆さんに対する情報提供として、学習会や講演会の開催なども計画しています。

今後実績を重ね、賛同していただける皆さんを増やしていくことで、宮崎県内初の適格消費者団体になることを目指しています。



イラスト：消費者庁イラスト集より

#### <NPO法人消費者ネットみやざき>

〒880-0844 宮崎市柳丸町11-2 グリーンコープ生協みやざき内  
TEL&FAX 0985-77-6066(受付時間 平日9時～18時)

# ●「消費者ネットみやざき」ができる申入れの例●

## ＜不当な契約条項や約款の使用の差止申入れ＞

- ・事業者が、解約の際に高額な解約料を徴収する約款の規定を設けている場合に、その約款は無効であるとして、約款の使用をやめるように申入れをする。

## ＜悪質な勧誘方法の差止申入れ＞

- ・訪問販売に来た業者が玄関先で契約するまで帰らずに長時間居座って、消費者が仕方なく契約したというような場合に、そのような悪質な勧誘方法をやめるように申入れをする。
- ・事業者が将来値上がりするかが不確実な利殖商品を実際に値上がりするように説明して、それを信じた消費者に契約させたような場合に、そのような勧誘をやめるように申入れをする。

## ＜不当な広告・表示の差止申入れ＞

- ・実証データもないのに健康に良いとか病気が治るなどと、優良な商品であると消費者を誤解させるような広告をしている業者に対して、そのような広告をやめるように申入れをする。
- ・定価なのに「今なら半額」などと、消費者に有利な商品であると誤解させるような広告をしている業者に対して、そのような広告をやめるように申入れをする。
- ・農産物などの産地を偽って高級な食材であるかのような表示をして販売している業者に対して、そのような表示をやめるように申入れをする。

## 【入会のお願い】

私たちの活動は、会員の皆様の会費によって支えられています。ぜひ入会をお願いします。

## 入 会 申 込 書

FAX申込先 0985-77-6066 (NPO 法人消費者ネットみやざき事務局)

※この申込書をファックスしていただき、申込年会費をお振込みいただいた段階で、会員登録となります。

【申込日】 20 年 月 日

下記のとおり、入会を申し込みます。

(フリガナ)

【氏名・団体名】

【住所】 〒 (      )

【連絡先】 電話番号： \_\_\_\_\_ FAX 番号： \_\_\_\_\_

Eメール： \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

【会員登録事項】 希望する会員種別に、申込口数を記入し、申込年会費額を記入してください。

個人正会員・年会費 1 口 2000 円 × (      ) 口 = 申込年会費 (      ) 円

個人賛助会員・年会費 1 口 1000 円 × (      ) 口 = 申込年会費 (      ) 円

団体正会員・年会費 1 口 5000 円 × (      ) 口 = 申込年会費 (      ) 円

団体賛助会員・年会費 1 口 3000 円 × (      ) 口 = 申込年会費 (      ) 円

※正会員には総会における議決権がありますが、賛助会員には議決権がありません。

振込先 宮崎銀行宮崎支店(普) 147829

口座名義： 特定非営利活動法人消費者ネットみやざき

理事 塩地陽介(シオジヨウスケ)

※ 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までです。

※ 払込控えをもって、領収書に代えさせていただきます。